

**社会保険労務士法人SOPHIA**

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー 松田法子

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-4-5-3F

TEL:092-725-6130 FAX:092-725-6131

URL:[www.sr-sophia.com](http://www.sr-sophia.com) ◆労働・社会保険関係事務・相談

◆人事・労務管理の相談 ◆就業規則等の作成・改訂

◆給与計算代行業務 ◆障害年金申請サポート 等

**「小学校休業等対応助成金・支援金」が再開されます**

感染症対策においてワクチン接種が進んではいるものの、未だ感染拡大の勢いは止まらず、最近では若年層(10代)におけるクラスター発生も耳にするようになってきました。そのような傾向もあり、令和2年度に実施されていた「小学校休業等対応助成金・支援金」制度が再開される予定です。

～「小学校休業等対応助成金・支援金」制度の対象～

**【支給対象者】**

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)を取得させた事業主
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者

**【対象となる子ども】**

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等(\*)に通う子ども
  - \* 小学校等: 小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② 下記 i)～iii)のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
  - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
  - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
  - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子どもまたは新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

**【対象となる休暇期間】**

令和3年8月1日以降12月31日までに取得した休暇

\* 令和3年7月31日までに取得した休暇については、「両立支援等助成金 育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例」の対象。

事業主が休業させたとする扱いに同意することを条件に、労働者が直接申請することも可能となる予定です(令和2年度と同じ)。

**【厚生労働省「小学校休業等に伴う保護者の休暇取得支援について」】**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20912.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20912.html)

**生活支援策をまとめたリーフレット**

引き続きコロナ禍により、生活苦を抱える人が増加しています。特に非正規雇用労働者については、シフトが減少するなど深刻な影響が出ています。ほかにも、

将来への不安や、生活様式の変更によって精神的な疲れを感じ、これまで通りに働くことが難しいと感じている方もいるでしょう。国はさまざまな支援策を用意していますが、日々更新される情報を集めきれない、どこに相談していいのかわからないという声もあります。そんな不安を抱えるすべての方のために、厚生労働省は、公的な支援策をまとめたリーフレット「生活を支えるための支援のご案内」を公表しています。少しでも生活への不安を払拭できるように、このリーフレットを労働者に配付するなどして、活用してはいかがでしょうか。

**【厚生労働省「生活を支えるための支援のご案内」】**

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

**健康保険の被保険者証 保険者から被保険者に直接交付可能に**

健康保険制度における被保険者証等については、保険者から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付すること等が義務付けられていますが、テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続を可能とするため、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証等を直接交付すること等が可能となります(10月1日から)。

**～主な改正点～**

- ① 被保険者証の交付について、保険者が支障がないと認めるときは、保険者が被保険者に直接送付することができることとされます。
- ② 被保険者証の情報を訂正した場合における被保険者証の返付について、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しないこととされます。
- ③ 被保険者証の再交付について、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しないこととされます。
- ④ 被保険者証の検認又は更新等を行った場合における被保険者証の交付について、保険者が支障がないと認めるときは、保険者が被保険者に直接送付することができることとされます。
- ⑤ 高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付方法等について、①～④に準じた改正が行われます。

厚生労働省のQ&Aによると、被保険者証等の返納については、事業主経由を省略できません。被保険者が資格を喪失したときは、これまでと同様に、事業主は遅滞なく被保険者証を回収して保険者に返納しなければなりません。

詳しくは下記をご覧ください。

**【厚生労働省「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」】**

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210816S0020.pdf>

**【厚生労働省「被保険者証等の直接交付に関するQ&A」PDF】**

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210816S0030.pdf>

**知得情報！ 助成金情報**

**～第117回 両立支援等助成金 出生時両立支援コース～**

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、育児休業や育児目的休暇を取得した男性労働者が生じた事業主に支給されます。

Q. 具体的な要件は？

A. 全労働者に対して男性の育児休業制度の利用を促進するための資料配布を行う等の取り組みを行い、実際に男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続14日(中小企業は連続5日)以上の育児休業を取得すること。育児目的休暇制度導入の場合は、就業規則を整備・周知し、利用促進の取り組みを行い、男性労働者が上記の期間に合計8日(中小企業は5日)以上の所定労働日に対して取得することが必要です。

Q. いくらもらえるの？ A. 表のとおりです。

支給額	中小企業	中小企業以外
1人目の育休取得	57万円 <72万円> (個別支援加算10万<12万>円)	28万5千円 <36万円> (個別支援加算5万<6万>円)
2人目以降の育休取得	休業日数に応じて a.14万2,500円 <18万円> b.23万7,500円 <30万円> c.33万2,500円 <42万円> (個別支援加算5万 <6万>円)	休業日数に応じて a.14万2,500円 <18万円> b.23万7,500円 <30万円> c.33万2,500円 <42万円> (個別支援加算2.5万<3万>円)
育児目的休暇	28万5千円 <36万円>	14万2,500円 <18万円>

※支給額<>は生産性要件を満たした場合

**10月の主な税務と労務手続き**

- 11日 ・源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]  
・雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 11月1日  
・個人の道府県民税・市町村民税の納付<第3期分> [郵便局または銀行]  
・労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、7月～9月分> [労働基準監督署]  
・健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]  
・健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]  
・労働保険料の納付<延納第2期分> [郵便局または銀行]  
・労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]  
・外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

**行列のできる人事労務相談所**

**令和3年度の最低賃金の改定と賃金引上げに向けた支援策**

Q. 今年とは違って最低賃金の引上げがしっかりとされるようです。コロナの影響により業績が回復していない中で、企業に向けた支援などありますか？

A. 10月1日から、地域別最低賃金額(時給)が改定、順次適用されます。今年度の最低賃金は、全国加重平均が昨年より28円増え930円(前年同期比3.1%増)となり、過去最大の引上げ幅となりました。昨年度の中央最低賃金審議会の答申では、新型コロナウイルスの影響により「現行水準を維持することが適当」とし、引上げの目安額が示されませんでした。今年度は政府が目標として掲げている「年3%の引上げ、早期に加重平均1,000円」を考慮し、全国一律28円の引上げの目安を公表しました。地域別の最低賃金額では、最高額は東京都の1,041円、最低額は高知県と沖縄県の820円で、その金額差は221円と、昨年と変わりませんでした。しかし、目安額の28円に4円上積みし32円引き上げた島根県(824円)のほか、6県が目安額以上を上積みしたため、割合で見ると地域間の賃金格差は縮まったこととなります。また、今年度初めて、全国で800円を超えました。厚生労働省は経済産業省と連携し、コロナ禍における最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業や小規模事業者に対し、以下の賃金引上げに向けた生産性向上等の支援を実施しています。

**～雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金～**

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3か月間の休業については、休業規模要件(1/40以上)を問わず支給

**～業務改善助成金～**

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成

**・働き方改革推進支援助成金**

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成

その他、厚生労働省のホームページから「生産性向上のヒント集」「中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」をダウンロードすることができます。

**【厚生労働省「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/index.html)

**編集後記**

最低賃金が10月から改定され、福岡では870円となりました。月給制の場合、月給を1箇月平均所定労働時間で除して金額を比較します。例えば、1箇月平均所定労働時間が173時間の場合は月額150,510円(精皆勤手当、通勤手当、家族手当、割増賃金、賞与、臨時の賃金等含まず)以上でなければなりません。法違反となっていないか今一度ご確認下さい。 **松田 法子**